

維持管理に関する計画書

1. 維持管理項目

飛散防止措置	周囲をフェンスで囲い、廃棄物は覆土、散水等により防止対策を行う。
流出防止措置	最下流部に設置した堰堤及び廃棄物の十分な締め固め、覆土等により防止対策を行う。
悪臭発散の防止措置	廃棄物は限定受入れの為、悪臭の発生は無いが、覆土等により防止対策を行う。
火災の発生防止措置	場内を火気厳禁とし火気の取扱や制限を定め、防火管理上危険箇所には立札、看板等の設置を行うとともに、万一の出火に備え消火器を準備する。
害虫の発生防止措置	廃棄物は限定受入れの為、害虫等の発生は無いが、不測の事態に備え薬剤散布機器等の設置を行う。
ガス対策	廃棄物は限定受入れの為、ガスの発生は無いが、通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除する。
囲いの維持管理方法	みだりに人が立入るのを防止するため日常点検で囲いの破損等の有無を調べ、破損箇所は早急に補修を行う。
表示の維持管理方法	常に見やすい状態を保ち、汚れたり、破損した場合は速やかに清掃、補修を行い正常な状態を保つ。また、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに表示を書きかえる。
記録の作成及び保存	廃棄物の種類・数量、維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、処分場廃止までの間保存する。
埋立完了後の措置	厚さ 1m～1.5m の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖し、植栽を行い覆いの損壊を防止する。
擁壁等の点検方法	日常の点検業務のなかで目視により破損の有無を調べ、破損箇所は早急に対処する。
擁壁等の損壊のおそれがある場合の措置	早急に応急処置を施した後、破損の状況・原因を調査し最適な補修策を検討し速やかに補修を行う。
しゃ水工の保護	廃棄物を埋め立てる前にしゃ水工を砂その他のものにより覆い、しゃ水工の保護を行う。
しゃ水工点検方法	日常の点検業務のなかで目視により破損の有無を調べ、破損箇所は早急に対処する。

しゅ水効果の低下のおそれがある場合の措置	破損箇所が発見された場合は早急に補修を行う。
最終処分場周縁地下水の水質検査	2ヶ所のモニタリング井戸において次の通り、計量法に基づく計量証明事業所の資格を有する第三者機関に委託し、水質検査を行う。 イ 埋立開始前に「3. モニタリング井戸水質測定一覧表」に示す項目を測定・記録する。 ロ 埋立開始後は「3. モニタリング井戸水質測定一覧表」に示す項目・頻度にて測定・記録する。 ハ 電気伝導率に異常が認められた場合は再度測定・記録し、「3. モニタリング井戸水質測定一覧表」に示す項目を測定記録する。
地下水水質の悪化が認められた場合の措置	速やかに原因の調査を行い、生活環境の保全上必要な措置を講じる。
浸出水調整池の点検方法	日常の点検業務のなかで目視により損壊の有無を調べ、損壊箇所は早急に対処する。
浸出水調整池に損壊する恐れが認められた場合の措置	速やかに損壊する恐れのある箇所を補修する。
浸出液処理設備の維持管理方法	水処理専門業者に作業委託し、放流水が「2. 放流水水質測定一覧表」に示す排出基準に適合するように設備の維持管理を行う。
浸出液処理設備の点検方法	水処理専門業者による日常の点検業務の中で設備の運転状況を監視する。
浸出液処理設備の異常時の措置	直ちに原因の調査究明を行い速やかに修復する。その間、浸出水は貯留設備及び一時的な場内貯留により対処する。
放流水の水質検査の方法	計量法に基づく計量証明事業所の資格を有する第三者機関に委託し、「2. 放流水水質測定一覧表」に示す項目・頻度で水質検査を行う。
埋立地への地表水の流入防止設備の維持管理方法	日常の点検業務のなかで排水機能に支障を来す恐れのある場合、速やかに清掃・補修を行い正常な状態に保つ。
開渠その他の設備の維持管理方法	日常の点検業務のなかで排水機能に支障を来す恐れのある場合、速やかに清掃・補修を行い正常な状態に保つ。

2. 放流水水質測定一覧表

() は日間平均

項目	No.	水質項目	単位	測定頻度		排出基準	測定方法
				毎月	4, 10月		
有害項目	1	カドミウム及びその化合物	mg/l		○	0.1	昭和49年9月30日環境庁告示第64号に定める方法
	2	シアン化合物	mg/l		○	1	
	3	有機燐化合物	mg/l		○	1	
	4	鉛及びその化合物	mg/l		○	0.1	
	5	六価クロム化合物	mg/l		○	0.5	
	6	砒素及びその化合物	mg/l		○	0.1	
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l		○	0.005	
	8	アルキル水銀	mg/l		○	検出されないこと	
	9	P C B	mg/l		○	0.003	
	10	トリクロロエチレン	mg/l		○	0.3	
	11	テトラクロロエチレン	mg/l		○	0.1	
	12	ジクロロメタン	mg/l		○	0.2	
	13	四塩化炭素	mg/l		○	0.02	
	14	1,2-ジクロロエタン	mg/l		○	0.04	
	15	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		○	0.2	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		○	0.4	
	17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		○	3	
	18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		○	0.06	
	19	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		○	0.02	
	20	チウラム	mg/l		○	0.06	
	21	シマジン	mg/l		○	0.03	
	22	チオベンカルブ	mg/l		○	0.2	
	23	ベンゼン	mg/l		○	0.1	
	24	セレン及びその化合物	mg/l		○	0.1	
生活環境項目	25	水素イオン濃度	—	○	○	5.8~8.6	
	26	生物化学的酸素要求量	mg/l	○	○	60	
	27	化学的酸素要求量	mg/l	○	○	90	
	28	浮遊物質量	mg/l	○	○	60	
	29	ノマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油)	mg/l		○	5	
	30	ノマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油)	mg/l		○	30	
	31	フェノール類含有量	mg/l		○	5	
	32	銅含有量	mg/l		○	3	
	33	亜鉛含有量	mg/l		○	5	
	34	溶解性鉄含有量	mg/l		○	10	
	35	溶解性マンガン含有量	mg/l		○	10	
	36	クロム含有量	mg/l		○	2	
	37	弗素含有量	mg/l		○	15	
	38	大腸菌群数	個/ml		○	(3,000)	
	39	窒素含有量	mg/l	○	○	120(60)	
	40	燐含有量	mg/l		○	16(8)	
その他	41	ダイオキシン類	pg-TEQ/l		○	10	JIS K0312に定める方法

※ダイオキシン類の測定頻度は10月の年1回とする

3. 地下水及びモニタリング井戸水質測定一覧

No.	検査項目	単位	測定頻度		管理指標	測定方法	
			地下水	観測井戸			
			1回/月	1回/年			
1	電気伝導率	μs/cm	○		-	JIS K0552に定める方法	
2	塩素イオン	mg/l		○	200	JIS K0556に定める方法	
3	一般細菌	個/ml		○	100	水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）に定める方法	
4	大腸菌群数	-		○	不検出		
5	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l		○	10		
6	フッ素	mg/l		○	0.8		
7	亜鉛	mg/l		○	1		
8	鉄	mg/l		○	0.3		
9	銅	mg/l		○	1		
10	ナトリウム	mg/l		○	200		
11	マンガン	mg/l		○	0.05		
12	硬度	mg/l		○	300		
13	蒸発残留物	mg/l		○	500		
14	陰イオン界面活性剤	mg/l		○	0.2		
15	フェノール類	mg/l		○	0.005		
16	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	mg/l		○	10		
17	水素イオン濃度	-		○	5.8～8.6		
18	臭気	-		○	異常なし		
19	色度	度		○	5		
20	濁度	度		○	2		
21	カドミウム	mg/l		○	0.01		地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月環境庁告示代10号）別表に掲げる方法
22	全シアン	mg/l		○	不検出		
23	鉛	mg/l		○	0.05		
24	六価クロム	mg/l		○	0.05		
25	砒素	mg/l		○	0.01		
26	総水銀	mg/l		○	0.0005		
27	アルキル水銀	mg/l		○	不検出		
28	PCB	mg/l		○	不検出		
29	ジクロロメタン	mg/l		○	0.02		
30	四塩化炭素	mg/l		○	0.003		
31	1,2-ジクロロエタン	mg/l		○	0.004		
32	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		○	0.02		
33	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		○	0.04		
34	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		○	0.3		
35	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		○	0.006		
36	トリクロロエチレン	mg/l		○	0.03		
37	テトラクロロエチレン	mg/l		○	0.01		
38	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		○	0.002		
39	チウラム	mg/l		○	0.006		
40	シマジン	mg/l		○	0.003		
41	チオベンカルブ	mg/l		○	0.02		
42	ベンゼン	mg/l		○	0.01		
43	セレン	mg/l		○	0.01		
44	ダイオキシン類	pg-TEQ/l		○	10	JIS K0312に定める方法	